

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県木炭検査規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県児童相談所規則の一部改正
- ◇告示 鳥取県福祉事務所処務規程の一部改正
- 結核予防法の規定による指定医療機関の辞退
- 建設業者の変更登録
- 家畜人工授精師の免許授与
- 牛の結核病等の検査
- 農道の公用廃止
- 地籍調査の成果の認可
- 土地収用法の規定による土地立入の通知告示
- 〃
- 〃
- ◇人委規則 職員の任用に関する規則の一部改正
- ◇人委告示 昭和三十三年鳥取県人事委員会告示第三号の廃止

規 則

鳥取県木炭検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十三号

鳥取県木炭検査規則の一部を改正する規則

鳥取県木炭検査規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

この規則中「検査吏員」を「検査員」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 検査は、木炭検査員（以下「検査員」という。）が行う。

第四条及び第十三条第一項中「所轄検査吏員」を「所轄検査員」に改める。

附表3を次のように改める。

3 条例第三条第一項第三号の申請書

木炭 消使移 費用動 許可申請書

計	炭種	包区分	数量	Kg	生産場所及び生産者名	発地	着地	荷受人又は使用消費者住所氏名	移動期日(間)	申請の理由

右のとおり木炭を移動使用したいから許可下さるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所 氏名

鳥取県知事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

殿

氏名

鳥取県児童相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十四号

鳥取県児童相談所規則の一部を改正する規則

鳥取県児童相談所規則(昭和二十三年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 相談所には次の職員を置く。

所 長

係長(中央児童相談所のみ)

児童福祉司

社会福祉主事

主 事

その他の職員

第十条を次のように改める。

第十条 保護所には次の職員を置く。

所 長

係長(中央児童相談所のみ)

社会福祉主事

主 事

炊 事 夫

その他の職員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月十日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第四号

鳥取県福祉事務所処務規程(昭和三十年四月鳥取県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条を次のように改める。

第二条 福祉事務所に次の職員を置く。

所長 三名

係長 一名

査察指導員 一名

身体障害者福祉司 一名

精神薄弱者福祉司 一名

社会福祉主事 若干名

主事 若干名

その他の職員 若干名

附則 この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月

辞退年月日

名

昭和三十六年三月三十一日

鹿野町国民健康保険小鷺河診療所

四月七日

浦谷病院

鳥取県告示第二百二十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法施行規則（昭和三十六年厚生省令第二十六号）

十日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百二十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

称 所在地

気高郡鹿野町大字鷺峯

倉吉市東岩倉町

第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日

昭和三十六年四月一日

名称

真壁医院

小鷺河診療所

所在地

米子市尾高町四六

気高郡鹿野町鷺峯

管轄保健所名

米子保健所

浜村

鳥取県告示第二百二十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年四月十七日変更登録した。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 名称 営業所の所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 小山組 (新)鳥取市古 小山 定義

(一) 第一四五号 (旧)市三番地ノ一 西

(二) 第六七三号 (有)中山組 (新)鳥取市東 中山 政雄

(三) 品治町八〇ノ一 (旧)行徳 四二五

鳥取県告示第二百二十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許番号 家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類 住所 氏名

五四五 豚 鳥取県南行徳 矢延 弘道

五九番地

鳥取県告示第二百三十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病及びブルセラ病検査を実施するから、家畜

伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法 結核病：…ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査：…ブルセラ急速凝集反応及び国際法別表

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	

五月一日 五月四日 八頭郡八東町北 北山、大坪、佐山、郡家町大坪 貫家畜検診場
河原町佐貫

八日 十一日 〃 河原町山手 山手 〃
九日 十二日 〃 郡家町郡家 郡家 〃
十三日 十六日 〃 若桜町若桜 若桜 〃

鳥取県告示第二百三十一号

次の農道は、昭和三十六年四月八日からその公用を廃止した。

昭和三十六年四月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	地目又は品目	面積又は数量
倉吉市字東淀広一、七七三ノ三地先	農道	一六、二〇坪

関係図面は、土木部管理課に保管。

鳥取県告示第二百三十二号

東伯郡羽合町及び西伯郡名和町が、昭和三十三年度において実施した国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）に基づく地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定により、昭和三十六年四月十七日認可した。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書の規定により、中国地方建設局長から土地立入の通知があつたので、次のとおり告示する。

昭和三十六年四月二十一日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 日野川改修工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 西伯郡岸本町大字岸本

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十六年四月二十日から
昭和三十七年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書の規定により、中国地方建設局長から土地立入の通知があつたので、次のとおり告示する。

昭和三十六年四月二十一日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 天神川改修工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 倉吉市巖城、若土、耳、東伯郡関金町大字大鳥居、大字泰久寺
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和三十六年四月二十日から
昭和三十七年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、中国地方建設局長から土地立入の通知があつたので、次のとおり告示する。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 一級国道九号線改築工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市久米町、二本木

東伯郡赤碓町大字花見

〃 泊村大字宇谷

〃 北条町大字松神

〃 大栄町大字西園、大字東園

西伯郡中山町大字松河原、大字下甲、大字田中

〃 名和町大字御来屋

〃 淀江町大字西原

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十六年四月二十日から
昭和三十七年三月三十一日まで

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「職務の等級に分類される

職に関する規則」を「職務の等級の分類の基準に関する

規則」に、「等級区分表等」を「等級別区分表等」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月

一日から適用する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

行政職等級区分表に属する職に対応する研究職等級区分表、医療職□等級区分表等に属する職の指定（昭和三十三年鳥取県人事委員会告示第三号）は、昭和三十五年十月一日限り廃止する。

昭和三十六年四月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵